

9 外部提供の状況

(1) 実施機関別外部提供件数

件数 実施機関	令和元年度外部提供数 a	新たな外部提供数 b	終了した外部提供数 c (令和元年度まで外部提供を行い、令和2年度中は外部提供を行わなかったもの)	令和2年度外部提供数 a + b - c	内、特定個人情報の取扱いがあるものの数
区長	62	38	13	87	16
教育委員会	3	1	0	4	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	65	39	13	91	16

※本人同意に基づく外部提供を除く。

※防犯カメラの外部提供数を除く。防犯カメラの外部提供数は17-2に掲載する。

※外部提供の依頼文1件ごとの実績とする。

(2) 新たに外部提供を行った外部提供の内訳

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供開始年月日
1	総務課	施設入所児童等への特別定額給付金を二重に給付することを防止するため	施設入所児童等の氏名、生年月日、性別、住民票住所、給付金受給の有無		令和2年度第1回審議会承認	都道府県、市区町村	R2. 5. 1
2	戸籍住民課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	①氏名②生年月日③性別④新・旧世帯主氏名、続柄⑤戸籍の表示⑥届出年月日・異動年月日⑦新住所・旧住所		審議会承認 (死者の個人情報提供要綱)	遺族等	R3. 2. 16
3	戸籍住民課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	①氏名②生年月日③性別④新・旧世帯主氏名、続柄⑤戸籍の表示⑥届出年月日・異動年月日⑦新住所・旧住所		審議会承認 (死者の個人情報提供要綱)	遺族等	R3. 2. 18
4	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	①平成22年2月～平成30年4月の介護サービスの種類、事業所名、自己負担額。 ②高額介護サービス費の支給歴、振込先		審議会承認 (死者の個人情報提供要綱)	遺族等	R2. 4. 13
5	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護等認定を受けてから全ての履歴（認定日、要介護状態区分、認定有効期間）と要介護認定に係る判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、主治医意見書		審議会承認 (死者の個人情報提供要綱)	遺族等	R2. 5. 8
6	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の平成27年2月17日以降の要介護認定に係る判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、主治医意見書		審議会承認 (死者の個人情報提供要綱)	遺族等	R2. 5. 8

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供開始年月日
7	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護認定を受けてから全ての認定情報（基本情報）、特記事項、主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 5. 21
8	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護認定を受けてから一切の介護認定資料（介護保険主治医意見書、認定調査票、特記事項等）		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 6. 19
9	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護（要支援）認定を受けてからの履歴（認定日、要介護状態区分、認定有効期間）		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 6. 26
10	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護（要支援）認定を受けてからすべての判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 7. 3
11	介護保険課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	故〇〇の介護保険要介護・要支援認定申請書、認定情報履歴、認定情報、特記事項、介護保険主治医意見書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 7. 20
12	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護認定を受けてから全ての認定履歴（認定日、要介護状態区分、認定有効期間）及び要介護認定に係る判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 7. 27

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供開始年月日
13	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護認定を受けてから全ての認定履歴（認定日、要介護状態区分、認定有効期間）及び要介護認定に係る判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 7. 27
14	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の平成26年10月以降の要介護認定に係る要介護認定日、要介護状態区分、認定有効期間の履歴		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 7. 27
15	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の平成12年4月以降の要介護（要支援）認定に係る要介護認定日、要介護状態区分、認定有効期間の履歴		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 7. 31
16	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の直近の要介護認定に係る認定情報、特記事項、主治医意見書、介護給付費、訓練等給付費等明細書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 8. 18
17	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の平成24年から平成29年6月23日までの要介護（要支援）認定に係る判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 10. 5
18	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護（要支援）認定を受けてからすべての判定資料のうち、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 12. 7

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供開始年月日
19	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護等認定を受けてからの履歴（認定日、要介護状態区分、認定有効期間）		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 12. 21
20	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	令和元年8月に介護施設で発生した故〇〇の事故に関する事故発生報告書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R2. 12. 23
21	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の平成22年1月27日以降の要介護認定に係る判定資料のうち、認定履歴、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R3. 1. 20
22	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護（要支援）認定を受けてからすべての判定資料のうち、認定履歴、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R3. 2. 15
23	介護保険課	死亡した者に係る保有個人情報提供申出書による	故〇〇の要介護（要支援）認定を受けてからすべての判定資料のうち、認定履歴、認定情報（基本情報）、特記事項、介護保険主治医意見書、二次判定に伴う記録		審議会承認（死者の個人情報提供要綱）	遺族等	R3. 2. 15
24	子ども家庭課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	児童手当支給年月・支給状況、対象者氏名（ふりがな）、振込先口座、児童手当申請書類写し		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 4. 6
25	子ども家庭課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	児童手当受給開始年月、連絡先、振込先口座、児童手当申請書類写し		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 7. 7

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供開始年月日
26	衛生課	関税法上、税関への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		関税法第119条第2項	税関	R2. 6. 16
27	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 6. 22
28	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 9. 25
29	衛生課	国税徴収法上税務署への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		国税徴収法第141条、第146条の2	国税局	R2. 10. 15
30	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 10. 20
31	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 10. 20
32	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 11. 2
33	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 11. 5

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供開始年月日
34	衛生課	国税通則法上税務署への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号		国税通則法第74条の12	税務署	R2. 11. 10
35	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 12. 16
36	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R3. 2. 8
37	衛生課	国税徴収法上税務署への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号		国税徴収法第146条の2	国税局	R3. 3. 15
38	住宅課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	氏名、住所、電話番号、生年月日、使用許可年月日、異動年月日、職業、年間所得額、学籍番号		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 11. 18
39	教育支援課	報酬に関する照会があったため（地方税法第298条市町村民税に係る徴税吏員の質問検査権）	住所、氏名、報酬支払額及び源泉徴収税額（平成30年分及び令和元年分）		地方税法第298条	市	R2. 9. 23

(3) 外部提供を終了した外部提供の内訳

(令和元年度まで外部提供を行い、令和2年度中は外部提供を行わなかったもの)

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供終了年月日
1	税務課	区の差し押さえた財産を公売するため	公売財産の名称、数量、性質及び所在その他買受希望者が、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度の情報		国税徴収法第95条第1項及び第2項	公売参加者を含む公売物件情報閲覧者	誤記載のため
2	地域包括ケア推進課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	〇〇活動館を利用している対象団体の申し込み時の申請書類の写し・代表者の氏名・住所・連絡先・初回の利用日から最終の利用日までの日時・利用に係る料金の支払い方法、支払い状況について・参加メンバーの申込書類・利用申請書・利用記録等の写し・団体についてのクレーム・事件・特異な状況		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R1. 5. 16
3	地域包括ケア推進課	死者の個人情報申出書による	福祉部地域包括ケア推進課にある。死者〇〇の平成28年度ことぶき祝い金受け取り状況		審議会承認(死者の個人情報提供要綱)	遺族等	R1. 10. 16
4	地域包括ケア推進課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	令和元年11月20日に信濃町シニア活動館に派遣されたマッサージ師の氏名及び生年月日・住所・連絡先・職業・その他参考事項及び、派遣元のマッサージ協会の団体名・団体登録住所・団体連絡先・その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 1. 7
5	保育課	関税法上、税関への情報提供が必要と判断する事案	保育園名及び所在地、利用日及び利用時間、送迎方法、緊急連絡先		関税法第119条第2項	税関	R1. 10. 23
6	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R1. 10. 2
7	衛生課	国税通則法上税務署への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、住所、住宅宿泊事業者である法人の代表者の氏名		国税通則法第74条の12第6項	税務署	R1. 10. 7

No.	保有課	外部提供をした理由	外部提供をした個人情報記録の項目	特定個人情報の有無	条例根拠	提供先	外部提供終了年月日
8	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R1. 10. 31
9	衛生課	国税通則法上税務署への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の法人代表者の氏名、生年月日、性別		国税通則法第74条の12第6項	税務署	R1. 11. 28
10	衛生課	国税通則法上税務署への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、住所、住宅宿泊事業者である法人の代表者の氏名		国税通則法第74条の12第6項	税務署	R2. 1. 7
11	衛生課	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住民票、登記されていないことの証明書		刑事訴訟法第197条第2項	警察署	R2. 3. 5
12	住宅課	国税等の滞納処分のため	過去3か月分の給与等の支払状況、家族数、振込先金融機関及び支店名、預金の種類及び口座番号		国税徴収法第141条	税務署	R2. 2. 17
13	建築調整課	弁護士照会のため	昇降機の点検結果、所有者情報		弁護士法23号の2	弁護士会	R2. 2. 21